

令和7年度 京都市立西陣中央小学校「学校いじめの防止等基本方針」

Ⅰ 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。それだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

- ① 本校児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わざいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ② いじめ防止のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすること。さらに、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行う。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

- ・ 校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、いじめ対策主任、総合育成支援教育主任、養護教諭、
関係学年、スクールカウンセラー〔SC〕、（スクールソーシャルワーカー〔SSW〕）
※緊急対応時はこの限りではない

(2) 役割

- ・ 基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・ 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・ 各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・ いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・ 関係機関、専門機関との連携対応

(3) 開催時期

- ・ 月1回（2委員会として定例会を実施する）
- ・ 緊急対応時はこの限りではない

(4) 児童・保護者への周知方法

- ・ 児童については、5月の全校集会において、いじめ対策委員会のメンバーを紹介する。また、全教職員で見守っていることや担任に限らず誰に相談しても構わないということについても知らせる。
- ・ 保護者及び地域へは、学校運営協議会、PTA総会、また学校便りや学校ホームページ等で、いじめ対策委員会の役割や構成員等の情報を発信する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- 掲示物を作成し掲示する。
(学校教育目標・学年目標・学級目標、みんなで意識しよう、行動目標等)
- 教科担任制を推進し、複数の教職員と関わる。
- 探究館や GIGA 端末を活用し、探究活動の充実を図る。
- 図書館教育部を中心に、読書の意欲を高めることができる図書の充実を図る。

イ 授業改善の充実

- 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を目指す。
- 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
 - ・学習のめあて等の提示カードを活用する。
 - ・大型モニターやGIGA端末など I C T を活用する。
 - ・教材を活用しやすいように整備する。
- 言語活動の充実に焦点を当て、思考ツールやつなぎ言葉などを活用する。
- コミュニケーション能力の育成に重点を置き、場に応じた机の配置などの学習形態を工夫する。
- 全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。（朝読書・スキルタイム）
- 図書館教育部と連携し、各教科等の单元に合わせた関連図書を配置する。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- 生命を大切にする心や互いを認め、助け合うことのできる信頼感や友情、節度ある言動、寛容な心などの道徳的心情や実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- 参観授業で命の大切さ・友達との関わりなどを題材とした道徳の授業を実施し、さらに懇談会等で、いじめは絶対に許されないことや命の大切さの内容についての理解や協力を求める。
- 特に「特別の教科 道徳」の時間においては、教科書での授業を中心に、いじめを「しない・させない・見過ごさない」児童の育成を目指す。教科書には、いじめ防止を目指す教材やコラムが各学年に6～10本あり（「人とのかかわり」というテーマで学期ごとに指導）、いじめ問題に対して正面から向き合った授業を展開する。児童一人一人が主体的・対話的で深い学びを実現することで、いじめ問題を自分事として捉えられるようにする。
- 問題のある言動について「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした態度での指導を徹底する。
- 学年の実態に合わせ、重点的に指導したい価値項目を設定し、学年の実態に応じた学習を進める。（道徳の年間計画の作成）
- 人権に関する参観・懇談を行い、人権問題について保護者の正しい認識と理解を図り、家庭においても人権問題が正しく受け止められる基盤をつくることができるようとする。
- 5月、12月の朝会で学校長からの人権に関する講話を受け、各学級で道徳の学習を行う。
- 警察のスクールソーシャルワーカーによる、非行防止教室を実施する。
- 風災記念日に学校長の話を聞き、各学級で道徳の学習を行う。（室戸台風）

- 児童会本部で作成した学期ごとの重点行動目標を全校で意識して取り組み、よりよい学校生活を目指す。
- 宿泊を伴う学習やその他の体験活動を通して仲間との関係づくりを図る。
- にじプロ（スポーツフェスティバル・作品展・学習発表会）やフレンドリー活動などの学校行事を通して、仲間との関係づくりを図る。
- (スポーツフェスティバル)
 - ・高学年を中心に、全学年が一体となって仲間と共に活動する楽しさや、仲間を励まし応援する経験を通して仲間を大切にする心を養う。
 - ・学級を解体して他のクラスの児童とチームを作ることで、より学年間での絆を深められるようにする。
- (学習発表会)
 - ・学年で一つのことに取り組むことで、年間を通して、学級単体の動きにならないよう、より広い交友関係をもてるようにする。
- 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- (児童会活動)
 - ・1年生を迎える会や6年生を送る会、全校集会などの行事において、児童会の児童が司会・進行を行うことで、自分達の学校を自分達でよりよくしていこうという意識をもてるようにする。
 - ・「学校生活を進める上でなくてはならない委員会」「学校生活をより豊かにするための委員会」という二つの視点をもとに、6年生が中心となって、委員会の引き継ぎを行う。また、委員長が5年生にそれぞれの委員会をアピールしに行くことで、5・6年生が同じ目的をもって、主体的に活動できるようにする。
 - ・代表者会議をもち、各委員長が互いに協力して活動できるようにする。（コラボ企画）また、各委員会の内容や進めるまでの悩みを交流することで、アドバイスを行い、どの委員会も円滑に進められるようにする。
 - ・「学校向上委員会」において、「学校をよりよくするための取組」を話し合うことでいじめの未然防止につなげる。
- 高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
 - 1年：昔遊びでの高齢者の方との交流
 - 2年：まち探検での地域のお店・施設訪問
 - 3年：地域の祭りについてのお話
 - 剣鉾体験
 - 米寿大作戦（各学区の米寿を迎えた方のお宅訪問）
 - 敬老会への参加
 - 見守り隊や図書ボランティアの方等地域の方との交流会
 - 4年：華道体験学習（華道展）
 - お箒の学習
 - デイサービスセンターやグループホームの入所者の方との交流
 - 5年：茶道体験学習
 - だしの授業
 - 仕事・未来についてのお話
 - お箒の学習
 - 6年：西陣織体験や工場見学
 - 雅楽体験
 - 観世能体験・鑑賞
 - 戦争体験のお話

オ 児童生徒同士の絆づくり

- 1年生から6年生までの全学年で構成される「フレンドリーグループ（縦割りグループ）」で異学年との交流を図りながら、仲間の大切さを実感する活動を取り入れる。
 - ・フレンドリー遊び（月に1回程度）
 - ・フレンドリーそうじ（1年生と6年生）
 - ・にじプロ2（作品展）でのフレンドリー鑑賞会
 - ・フレンドリープレゼント（6年生を送る会）
- 掃除時間に児童の声が入った校歌を流して、仲間の声に耳を傾け、みんなで合わせることのよさを伝える。

（2）いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- 教職員は、児童の変容や問題行動等の情報収集に努め、いじめ・不登校に関わる情報については、些細なことや疑いも含め、生徒指導主任に報告し組織で情報を共有する。
 - ・「生徒指導シート」を活用し、学級での気になる児童の様子を些細なことでも記入し、毎金曜日に生徒指導主任に確認・提出する。生徒指導主任は、全学級の様子を把握し、また全教職員に生徒指導シートを回覧することで、全員が児童を見守り支えていくという高い意識をもって行動できるようにする。また、全教職員で指導内容を確認することで、自分の参考にしたり、互いにアドバイスをしたりしながら、より丁寧な指導ができるようにする。
- 必要に応じて、隨時「いじめ対策委員会」を開き、対応の検討後、全教職員で情報を共有する。また、抜け落ちがないよう、話し合った内容については記録し、全教職員に伝える。
- 家庭訪問や懇談の場を活用し、家庭と学校が情報を共有し、同じ方向を向いて児童の健全な育成に対処する基盤を作る。
- 健康観察を通して、気になる児童に関しては、養護教諭から管理職や学年担任へ報告する。

イ 児童に対する定期的な調査

- いじめに特化した、記名式アンケートの実施（7月・12月）
 - ・詳しく分析していじめ対策主任に報告。全教職員で共通理解し、いじめの兆候の早期実態把握を行う。
- 4～6年生において、年間2回「クラスマネジメントシート」の実施。（7月・12月）
 - ・学級経営の状態を把握し、学級経営の見直しを図る。（交友関係や担任との関係をより深く分析する）
- いじめ対策委員会と養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談主任が連携し児童がスクールカウンセラーと相談できる環境を作る。

ウ 教育相談の実施

- いじめ対策委員会と養護教諭、スクールカウンセラーが連携し児童がスクールカウンセラーと相談できる環境を作る。
- 養護教諭が教育相談主任と相談し、日常的に教育相談できる体制を整える。
- 保健室来室の様子を共有し、養護教諭と担任で連携を取りながら見守る。
- 定期的な調査を行い、気になる児童に対しては、個別で話を聞く。
- 健康観察を通して、気になる児童の報告があった場合も、個別で話を聞く。

エ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- いじめ対策主任及び、それぞれの学年で初期対応とともに、即時管理職に報告し検証する。確実に全教職員に報告し、全体で見守る。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止にむけた取組

ア 基本的な考え方

- 早期発見、早期報告を基本とし、いじめ対策委員会で情報共有し、初期対応・今後の対応について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本法」を踏まえ、いじめの芽もいじめと捉えつつ、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめとする関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善、再発防止に向けた取組を進める。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、上京警察署スクールサポーターと連携してこれに対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、点検・評価を行い、必要に応じて改善
- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

予防

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

見逃しの
ない観察

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

手遅れの
ない対応

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、総合的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

心の通った

指導

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。〔認識の共有化・行動の一元化〕

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じて、SC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり、謝罪する場をもつ。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて、警察、児童相談所等と連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導や支援の実施】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネットを通して行われるいじめへの対応

- 書き込みや画像の削除、SNSへの対応など、被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。
- 学校・保護者だけで解決困難な事例の際は、警察等の専門機関との連携を行う。
- 全学級で情報モラル教育を行い、未然防止を図る。
- 外部講師を招いて情報モラル教育を行い、事例研修等で理解を深める。
 - ・2・6年生での「非行防止教室」の実施
 - ・4・5・6年生での「情報モラル教室（スマホ学習）」の実施

エ 「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

- 少なくとも3ヶ月間は、全教職員で見守り続ける。
 - ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、その状況を定期的な「いじめ対策委員会」で情報共有と組織的な動きを構築する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからのアドバイスを受けながら、学校として適切な措置を講じる。
- 登下校、朝学習や休み時間、掃除時間など複数の教職員による校内巡回を実施し、児童を見守る。

（4）教職員の資質向上の取組

ア 内容

- 職員会議や生徒指導校内研修会、職員朝会や生徒指導委員会にて研修、情報共有を行い、資質能力向上を図る。

イ 実施時期

- ・ 4月（学校いじめ防止基本方針の共通理解）
- ・ 5月（児童理解研修）
- ・ 10月（児童理解研修）
- ・ 2月（今年度の反省と次年度への課題）
- ・ 毎週火曜日の職員終礼
- ・ 基本的に木曜日の職員会議
- ・ 月に一度の生徒指導委員会

4 保護者・地域・関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信

- 学校評価アンケートを年2回行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- 西陣中央小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「いじめ防止対策推進法」、「西陣中央小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるために、懇談会や地域生徒指導連絡協議会等にて周知していく。
- スクールガードリーダーや少年補導委員等の学校に関連している団体や地域の団体との連携を密にしておく。
- 道徳の学習の様子を学年だよりや学級だより、ホームページで月1回発信する。また、学期に一度は道徳ノートを持ち帰り、学習の様子や学んだことを保護者と共有する。

イ 保護者・地域への啓発

- いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- 道徳や人権学習の授業参観への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

ウ 保護者・地域との協同の取組

- 学校運営協議会
- 写生大会・ドッジボール大会
- 見守り隊の方々・PTAによる登校、下校の見守り
- 区民運動会

エ 関係機関との連携

- いじめの事案によっては、警察署少年課生活安全部との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- 平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態が発生したときの対応

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するために京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。
- ・京都市教育委員会が調査主体となった場合、その指示のもとで資料の提出などを行い、調査への協力をする。
- ・本校が調査主体となった場合、本校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行い、京都市教育委員会に調査結果を報告する。この調査結果を踏まえて、必要に応じて保護者へ適切な情報提供をし、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進を行う。
- ・重大事態の防止のために、被害児童の保護を最優先に考えた対応をし、加害児童には責任ある指導をする。また、その事実確認をした内容や指導した内容を保護者に連絡をし、京都市教育委員会に報告する。
- ・周りにいた児童にも自分事として捉えさせ、学級や学年の集団への指導も行う。

※重大事態の定義

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

| 月 | 対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組 | 未然防止の取組 | 早期発見・積極的認知の取組 | 保護者等への啓発 関係機関との連携 |
|---|--|--|--|---|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「校内体制や組織的対応の共有」 ・生徒指導委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・入学式 ・始業式 ・学級開き ・学校のきまりについて説明 ・行動目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導シートを学年で共有（年間を通して） | <ul style="list-style-type: none"> ・参観 ・学級懇談会 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「いじめ等、気を付けて見ていく児童の確認」 ・生徒指導 児童理解研修会 「心を配りたい児童の共有」 | <ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・全校集会 ・全校道徳 「憲法月間の講話」 「いじめ対策委員会の紹介」 ・行動目標 ・1年生を迎える会 ・フレンドリー活動顔合せ | | <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ家庭訪問週間 ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・学校運営協議会で説明 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 | <ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・全校集会 ・フレンドリー遊び ・行動目標 <p>【6年】修学旅行 【3年】校外学習</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・休日参観（道徳） |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「記名式いじめアンケート」の実施と集約・情報共有 「クラスマネジメントシート」の実施と集約・情報共有 「行動目標の取組と成果・課題について」 | <ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・全校集会 「夏休みのくらしについて」 ・フレンドリー遊び ・行動目標 ・堀川まつりのパトロール ・夏季休業中のパトロール <p>【6年】情報モラル教室 【4年】校外学習</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・(第1回) 記名式いじめアンケートの実施 ・教育相談「あのねタイム」の実施 ・(第1回) クラスマネジメントシートの実施 ・(第1回) 学校アンケートの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・小中合同教職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・全校集会 ・行動目標 ・夏季休業中のパトロール | | |

| | | | | |
|----|--|---|---|---|
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「4～8月いじめ事案の経過」 ・情報モラル強化月間 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 ・行動目標 ・堀川まつりパトロール | | <ul style="list-style-type: none"> ・自由参観 ・学級懇談会 |
| | | 【3年】米寿大作戦 | | |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「いじめ防止プログラムの見直しと共有」 ・生徒指導研修 「心を配りたい児童の経過共有」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 ・フレンドリー遊び ・行動目標 ・にじプロ1 | | |
| | | スポーツフェスティバル | | |
| | | <p>【4・5年】校外学習</p> <p>【5年】花背山の家宿泊学習</p> <p>【6年】同和単元公開授業</p> | | |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 ・フレンドリー遊び ・行動目標 ・人権標語の作成 | | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の公表 (学校便り・HP) |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「記名式いじめアンケート」の実施と集約・情報共有 「クラスマネジメントシート」の実施と集約・情報共有 「行動目標の取組と成果・課題について」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 「冬休みのくらしについて」 ・人権月間講話と各学級での話し合い ・行動目標 ・にじプロ2 作品展 ・冬季休業中のパトロール | <ul style="list-style-type: none"> ・(第2回) 記名式アンケートの実施 ・教育相談「あのねタイム」の実施 ・(第2回) クラスマネジメントシートの実施 ・(第2回) 学校アンケートの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「8～12月いじめ事案の経過」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中のパトロール ・全校集会 ・行動目標 ・フレンドリー遊び | | |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・生徒指導校内研修会（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 ・にじプロ3 学習発表会 ・行動目標 ・フレンドリー遊び <p>【わくわくワールド】</p> <p>【4年】華道展</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会 ・新1年入学説明会で校長から講話 |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 「いじめ防止プログラムの見直しと共有」 「行動目標の取組と成果・課題について」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会「感謝の集い」 ・6年生を送る会 ・フレンドリー集会 ・卒業式 ・修了式 <p>【6年】卒業遠足</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート原本 の保管 (5年保存) | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の公表 (学校便り・HP) |
|---|---|---|---|--|